

## 発達障がいを抱える子育て家庭支援強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 この実施要綱は、就学前に発達障がいの疑いのある児童を早期に発見し、できるだけ早い段階で専門的な支援につなげることで、こどもの能力を引き出して、日常生活や学習における困難を軽減することができ、ひいては児童虐待の未然防止につながることをめざすために実施する「発達障がいを抱える子育て家庭支援強化事業」(以下「本事業」という。)の、円滑な実施を図る上で必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東淀川区役所とする。

### (対象者)

第3条 保育所・幼稚園等の各施設(以下「各施設」という。)において、支援が必要と認められる発達障がいの疑いのある就学前の児童及びその家庭とする。

### (事業内容)

第4条 各施設における職員等の気付きを活かし、発達障がいの疑いの課題を抱えた児童を把握する。

2 前項により把握した児童に対して、本事業担当者が、関係機関等と連携しながら、必要な支援につなげる。

3 あらゆる機会を活用して、発達障がいに対する理解を深めるために、周知啓発を行う。

### (個人情報の取扱い)

第5条 個人情報の取扱いに当たっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」及び「実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱」に基づき適切に行う。

### (実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、東淀川区長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。